

介護保険サービスにおける事故発生時の報告について

介護サービスの提供により事故が発生した場合は、以下の内容を確認の上、適切にご対応いただきますよう、お願いいたします。

1 事故報告の目的

介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資することを目的とする。

2 報告対象

事故当事者である介護サービス等利用者が千代田区の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が千代田区内の場合

3 報告すべき事故の範囲

- (1) 利用者に対する介護サービス等の提供により発生したけが等の事故のうち、
 - ア 医師の保険診療を要したもの
 - イ 医師の保険診療を要しないが、負傷により利用者、利用者の家族等から苦情が出ているもの
- (2) 利用者に対する介護サービス等の提供により発生した死亡事故（老衰等により死亡した場合は、報告を要しない）
 - ・ 利用者に対する介護サービス等の提供など業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故
 - ・ 食中毒及び感染症等で、法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由に関する事故
 - ・ その他、区が報告を必要と判断したもの

4 報告の手順

(1) 第一報

事故発生後、速やか（5日以内を目安）に「事故報告書」を作成し、原則、電子メールで提出してください。ただし、緊急性の高いものについては、電話での報告をお願いします。

(2) 経過報告

事故の経過が長期化する場合は、途中経過を第一報に追記する形で「第〇報」として作成し、提出してください。

(3) 最終報告

事故処理が終了した時点で、最終報告を提出してください。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができます。

5 その他

- ・ 記載に不備がある場合、確認の連絡をさせていただきます。場合によっては、再提出をお願いすることもあります。
- ・ 事故報告書の様式は千代田区ホームページに掲載しております。
(トップページ>暮らし・手続き>保険・年金>介護保険(事業者の方へ)>介護事業者の届出)